

第5次総合計画 中期戦略事業プラン 事務事業評価シート

事業名	生活環境美化推進事業			事業番号	29-102
事務事業担当	部名	部長名	課名	課等の長	
	経済環境部	石田 康弘	環境美化センター	大町 徹	

計 画 (Plan)

総合計画体系	都市力	まちづくり目標	4	住み続けたい快適で魅力あるまち	
		基本政策	8	自然と調和した住みよいまちづくり	
		施策展開の方向	13	愛着のある美しいまちをつくる	
		施策	29	快適で親しみのある地域づくりの推進	
予算事業名	生活環境美化推進事業費				
事務区分〔選択〕	<input checked="" type="radio"/> 自治事務 <input type="radio"/> 法定受託事務		(選択してください)→	法令上の位置づけ	義務づけ規定がある
事業開始年度	開始年度	～		終了年度	—
関連法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例等				
国・県の計画等	—		計画期間	—	
関連個別計画	伊勢原市ごみ処理基本計画		計画期間	平成29年度～令和13年度	
実施の背景 (事業を取りまく環境・市民ニーズ)	市内全域でごみ散乱等のポイ捨て等防止パトロールを一斉に実施し、地域内の問題箇所を把握、重点的にパトロールを行うことにより、不法投棄の排出件数は減少傾向にあるなど、一定の成果を得ています。しかし、その一方では、タバコの吸い殻や空き缶のポイ捨てなどによる散乱ごみが依然として散見され、また、大規模な不法投棄の発生なども散見されることから、なお一層のモラルの向上が求められます。				
目的 (何をどうしたいのか)	清潔で快適な生活環境を維持するため、市民や事業者に対するごみ出しのルールやマナーの啓発活動を推進するとともに、市民が主体となったパトロール等の実施により、地域におけるごみの散乱を防止します。				
主な対象 (誰・何を対象に)	地域住民				
事業内容 (手段、手法など)	市の広報紙やホームページ、回覧チラシ等、多様な媒体を活用した啓発活動を通じて、ポイ捨てや不法投棄等のごみ散乱等を防止します。また、県や地域の衛生委員と連携した不法投棄パトロール等を拡充し、不法投棄の多い場所の把握や監視カメラ等を設置していきます。				
事業行程	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	多様な媒体を活用した市民等への啓発	6回	8回	10回	
	ごみ散乱等の啓発及び防止パトロールの実施	4期/年	4期/年	4期/年	
	監視カメラ等の設置	設置	設置	設置	
ポイ捨て禁止等看板の設置	設置	設置	設置		
目 標	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	ごみ散乱防止等の啓発及びパトロールの実施回数	408回 (平成28年度)	430回	450回	450回

 事業実施 (Do)

事業実施 (D○)

事業の「取組方針」 (前年度事務事業評価)	ポイ捨て等防止パトロールを全市域一斉に実施していくことで、市民の環境改善に対する意識を高めるとともに、不適持出や不法投棄など悪質な事案に対しては、個別指導など厳格な対応を進めます。また、集積所や不法投棄発生個所において、引き続き、監視カメラを一定期間設置し、抑止効果などの検証を行っていきます。				
実施方法 〔選択・記入〕	<input type="radio"/> すべて直接実施 <input checked="" type="radio"/> 左記以外				
	<input type="checkbox"/> 業務委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	委託先又は指定管理者		
	<input type="checkbox"/> 補助金		補助先		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他		具体的内容 ・監視カメラの貸し出し ・ごみ散乱等の啓発及び防止パトロールの実施		
実施結果	項目	年度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	多様な媒体を活用した市民等への啓発	6回	8回	10回	
	ごみ散乱等の啓発及び防止パトロールの実施	4期/年	4期/年	4期/年	
	監視カメラ等の設置	設置	設置	設置	
	ポイ捨て禁止等看板の設置	設置	設置	設置	
実施した取組の内容	・自治会回覧チラシや市ホームページへの掲載 ・監視カメラの貸し出し、不法投棄パトロール活動(2回/月) ・衛生委員によるポイ捨てパトロール				
目標の達成状況	【指標名】	【現状値】	年度		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
	ごみ散乱防止等の啓発及びパトロールの実施回数	408回 (平成28年度)	430回	448回	345回

コスト	年度		平成30年度 実績				令和元年度 実績				令和2年度 実績			
	事業費合計 (a)			833	千円		729	千円		832	千円		832	千円
内訳	国県支出金 ①		0	千円		0	千円		0	千円		0	千円	
	地方債 ②		0	千円		0	千円		0	千円		0	千円	
	その他特財 ③		0	千円		0	千円		0	千円		0	千円	
	一般財源 (a)-①-②-③		833	千円		729	千円		832	千円		832	千円	
国県支出金の内容														
その他特財の内容	受益者負担		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無				前回の改定時期							
	その他													
人件費	正規職員		0.2	人	1,702	千円	0.2	人	1,740	千円	0.2	人	1,720	千円
	その他の職員		0	人	0	千円	0	人	0	千円	0	人	0	千円
	人件費合計 (b)		0.2	人	1,702	千円	0.2	人	1,740	千円	0.2	人	1,720	千円
トータルコスト (a)+(b)				2,535	千円			2,469	千円			2,552	千円	
単位当たりコスト	対象数	定義	市民	単位	市民(10月1日時点)		単位	市民(10月1日時点)		単位	市民(10月1日時点)		単位	
		対象数	102,037	人	102,137	人	102,088	人						
	総事業費 / 対象数	25	円	24	円	25	円							

評 価 (Check)				
進捗状況 [選択・記入]	<input type="radio"/> 計画どおり (A) <input checked="" type="radio"/> 概ね計画どおり (B) <input type="radio"/> 計画どおり進捗せず (C)	B	左記判断理由	3月に実施予定であった衛生委員等によるポイ捨てパトロールが、緊急事態宣言の発出により各自治会で中止となったことから、年間の活動回数が目標に達しませんでした。3月以外の活動については、概ね計画どおりです。
実施水準 [選択・記入]	<input type="radio"/> 他市より高い水準で実施 (A) <input type="radio"/> 他市と同水準で実施 (B) <input type="radio"/> 他市より低い水準で実施 (C) <input checked="" type="radio"/> 一律に比較できない事業	—	他都市の事業内容等	ポイ捨て行為などに対する罰則規定の有無など、条例の位置付けが一定でないことから、比較検討することが困難です。
有効性 [選択・記入]	<input checked="" type="radio"/> 高い (A) <input type="radio"/> 普通 (B) <input type="radio"/> 低い (C)	A	左記判断理由	地域内のポイ捨て等防止パトロールを行うことで、地域内の問題箇所をきめ細かく把握することができ、また、不法投棄禁止看板や監視カメラを設置したことにより、ポイ捨て環境の改善を図ることができました。
効率性 [選択・記入]	<input checked="" type="radio"/> 効率的に実施されている (A) <input type="radio"/> 改善の余地がある (B) <input type="radio"/> 抜本的な改善が必要である (C)	A	左記判断理由	不法投棄や不適持出など悪質な事案に対しては、行政による個別指導が引き続き必要となりますが、衛生委員(廃棄物減量等推進員)の地域内での啓発活動の成果により、着実に環境改善が図られています。


 取組内容の改善 (Action) へ

取組内容の改善 (Action)	
事業推進上の課題	地域の生活環境の維持・改善に向けては、ポイ捨て防止活動や地域での啓発活動などを継続的に実施する必要があります。それぞれの地域における課題を着実に把握し、改善を図ることで、課題の拡大や発生を未然に防いでいく必要があります。
令和3年度の取組方針	ポイ捨て等防止パトロールを全市域一斉で実施していくことで、市民の環境改善に対する意識を高めるとともに、不適持出や不法投棄など悪質な事案に対しては、個別指導など厳格な対応を進めます。また、集積所や不法投棄発生箇所においては、看板や監視カメラの設置により、不法投棄の防止に努めていきます。
所管部長による総評	地域の衛生環境を保全するためには、市民や事業者等に対し、ごみ出しのルールやマナーの啓発活動を推進していく必要があります。衛生委員(廃棄物減量等推進員)による啓発活動やポイ捨て等防止パトロールの継続実施等、市民が主体となった活動を継続していきます。また、行政の厳格な対応により、不法投棄等の抑止効果を高めていくことも必要であると考えます。